

〈市営住宅を活用した地域コミュニティ活性化事業〉

【随時募集】外国人就労者向け住宅の入居募集

令和7年6月

登別市都市整備部建築住宅グループ

1 はじめに

本市では、13 団地 1,362 戸の市営住宅を管理しており、所得が低い世帯を対象に健康で文化的な生活を営むための住宅を提供しています。

しかし、設備の老朽化や立地の問題などにより、近年は一部の団地で空家が増加傾向にあり、地域コミュニティの維持や市有財産の有効活用の観点から入居率の向上が課題となっています。

また、労働人口の減少に伴い、本市でも外国人を雇用する事業者が増加しており、本市の基幹産業である観光業だけでなく、建設業や介護事業者など幅広い業種で外国人材の雇用が活発化している一方で、事業者においては、外国人就労者向けの住宅の確保に苦慮している状況です。

これらの課題に対応するため、市営住宅ストックを柔軟に活用し、外国人就労者向けの社宅として提供することとしましたので、使用を希望する事業者を募集します。

2 募集する用途等

募集する用途等は次のとおりです。指定する用途以外の使い方はできませんので、あらかじめご承知おきください。

用 途	外国人就労者向けの社宅
使 用 者 (契約者)	外国人を雇用しており、登別市内に事業所を有する事業者
入 居 者	使用者に雇用されており、中長期在留の資格を有する外国人就労者
入 居 期 間	入居許可日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで (国の許可がおりた場合は最長 5 年まで延長可)
備 考	ゴミ出しなどの生活習慣の啓発、入居者トラブルの対応などは、事業者の責任で行っていただきます。

3 募集団地

対象団地の概要は次のとおりです。内装は生活に支障がないレベルで修繕を行います。

団地	住棟	住戸	建設 年度	間取り	専用面積	階層	使用料	入居可能 人数
幌別東団地	76R2	404	S52	3DK	58.90 m ²	4	20,700 円	3 人まで
幌別東団地	79R	406	S54	3DK	62.30 m ²	4	22,700 円	3 人まで

※使用料のほか、共益費や町内会費、ガス設備のリース料がかかります（P 5 参照）。

※入居者に家賃負担を求める場合は、その合計が使用料を超えないようにしてください。

※間取りに応じて入居可能人数を定めていますので、上限を超えないようにしてください。

4 スケジュール

申込みから入居までのスケジュールは次のとおりです。各手続きの詳細は本募集要項の該当項目をご覧ください。

申込み・資格審査

令和7年6月6日（金）～

入居日

別途協議

5 応募資格

本募集に応募する資格を有する団体は、次のいずれも満たす団体とします。

- (1) 外国人を雇用している事業者であること。
- (2) 登別市内に本社又は事業所等を有すること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等ではないこと。
- (5) 家賃（駐車場使用料を含む。）、共益費、町内会費及び住戸の原状回復する費用を負担すること。
- (6) 事業者から責任者を選任し、入居者の生活上の見守りや指導、自治会や市などとの窓口対応にあたること。
- (7) 団地住民及び自治会等と良好な関係を構築するよう努めること。

6 申請方法

(1) 提出書類

申請期間内に次の書類を各1部ずつ提出してください。

提出書類	備考
①行政財産使用許可申請書（第7号様式）	
②地域対応活用住宅使用申請に係る誓約書兼同意書（様式第1号）	
③履歴事項全部証明書の写し	法務局発行のもので、発行後3ヶ月以内のもの
④定款	
⑤会社概要	
⑥法人の代表者の身分証明書	代表者の本籍地のある自治体発行のもので、発行後3ヶ月以内のもの
⑦市税等に滞納がないことの証明書	登別市発行のもので、発行後3ヶ月以内のもの

(2) 申請期間

令和7年6月6日（金）から

(3) 受付期間

午前9時から午後5時30分まで（土、日、祝日を除く。）

(4) 提出方法

持参、郵送

(5) 提出先

住所：〒059-0012 登別市中央町6丁目11番地

担当：登別市役所 都市整備部建築住宅グループ 市営住宅担当

電話：0143-85-4399

7 使用者の選定

先着順で各住戸の使用者を選定します。

8 使用許可等

(1) 使用許可

使用者に選定された事業者には別途使用許可書を発行します。

(2) 使用の制限

使用者は、使用許可物件及び使用許可の権利を他の者に転貸し、または担保に供してはなりません。

(3) 使用許可の取消し

次に該当するときは、当該使用許可を取り消します。

①市において、使用許可した住戸を公用又は公共用に供する必要が生じたとき

②入居しているものが登別市営住宅条例（以下「条例」という。）、登別市営住宅条例施行規則（以下「規則」という。）及び使用許可の条件を遵守しないとき

③使用者が使用料を期日までに支払わないとき

④使用許可を受けた者の役員等が暴力員等又は暴力団密接関係者であるとき

⑤管理上の都合によるとき

⑥災害その他の不可抗力により使用することができなくなったとき

⑦その他、使用者等が法令の規定に違反したとき

(4) 使用許可期間

使用許可日から令和8年3月31日まで

※必要に応じて継続使用することが可能ですので、引き続き使用するときは、使用期限の60日前までに継続使用の手続きを行ってください。

※継続使用する場合の使用期間は1年間ごとの延長とし、最大5年間です。

(5) 使用料及び納付

・使用料は、条例に基づき算定する家賃の第4分位の額とします。

・使用者は、使用料を毎月末日までに納付するものとします。

・その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割計算によるものとします（1円未満切り捨て）。

(6) その他留意点

- ①使用許可終了時には、原状回復のうえ、市に返還していただきます。
- ②使用物件の町内会や団地自治会に必ず加入し、町内会費や共益費を負担してください。
また、団地入居者や自治会等と良好な関係を構築するよう努めてください。
- ③使用者は、条例、規則を遵守し、使用許可の条件に基づき、住戸の維持管理等を適切に実施してください。
- ④事業の実施において、各種法令を遵守するとともに、必要な届出や許認可等は使用者の責任のもとで手続きをしてください。
- ⑤入居者が変更になる場合は、必ず市に届出をしてください。

■設備一覧

団地	幌別東団地	幌別東団地
住棟	7 6 R 2	7 9 R
住戸番号	4 0 4	4 0 6
建設年度	S 5 2	S 5 4
間取り	3 D K	3 D K
専用面積	58.90 m ²	62.30 m ²
階層	4階	4階
家賃	20,700 円	22,700 円
共益費	1,000 円	800 円
ガス設備リース料	約 4,000 円	約 4,000 円
最大入居人数	3人	3人
エレベーター	×	×
暖房器具	灯油・煙突式 (自主設置)	灯油・煙突式 (自主設置)
風呂給湯	ガス (リース)	ガス (リース)
台所給湯	ガス (自主設置)	ガス (自主設置)
備考		

※共用部の管理は各住棟の自治会が行っています。共益費は直接自治会にお支払いください。

※必ず町内会に加入してください。町内会費は直接町内会にお支払いください。

※ガス設備のリース料は、ガス会社から毎月のガス料金とあわせて請求されます。

※市営住宅は網戸や照明器具などの設備は設置されていないので、必要に応じてご用意ください（幌別東団地は暖房器具や台所給湯器も設置されていません。）。